

イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

令和7年度事業実施計画

令和7年3月

香 川 県

1. はじめに

本計画は、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（以下「イノシシ管理計画」という。）に基づき、令和7年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 個体数調整の考え方と年間捕獲目標

平成22年度から令和5年度までの捕獲頭数と農作物被害金額の関係は図1のとおりである。

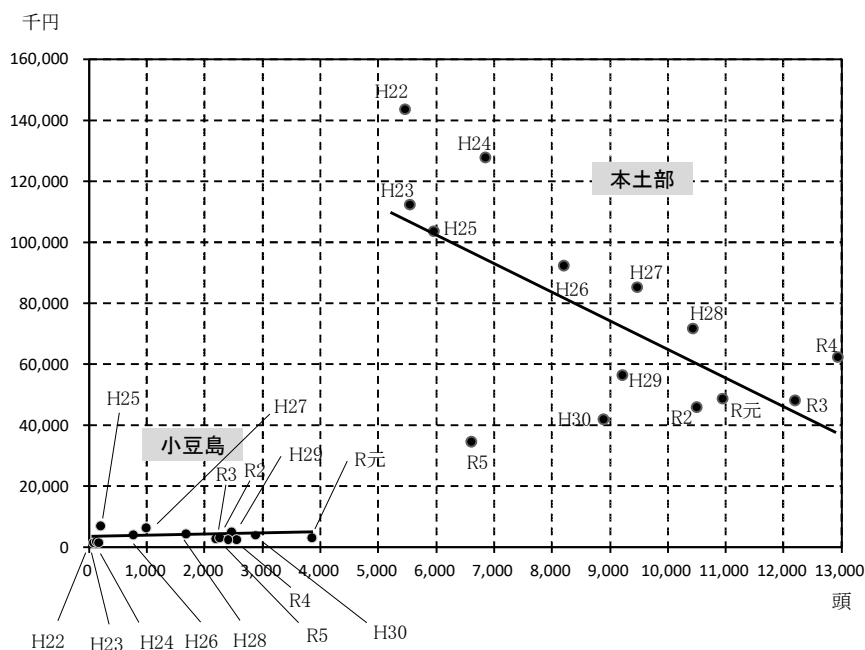
本土部では、平成28年度をピークに平成30年度までは捕獲頭数が減少していた。しかし、令和元年度は増加に転じ、令和3年度、令和4年度には12,000頭を超え、令和4年度には平成27年度以降最多の12,933頭の捕獲があった。ところが、令和5年度は、令和4年度の約50%の6,605頭であった。

小豆島では、平成22年度から令和元年度までは基本的に増加傾向であったが、令和2年度以降は概ね2,500頭前後の減少傾向で推移しており、令和5年度は2,490頭で令和4年度の約90%に減少していた。

捕獲頭数と被害金額の関係の推移をみると（図1）、本土部では、平成30年度までは捕獲頭数が増加すると、それに伴い被害金額は減少する傾向にあったが、令和元年度から4年度までは、捕獲頭数が毎年10,000頭以上に達しているにもかかわらず、被害金額は横ばいから増加傾向であった。令和5年度は、捕獲頭数の大幅な減少と同時に被害金額も前年度から2000万円以上の減少となった。

令和5年度の捕獲頭数は、県全体で9,095頭であり、とりわけ本土部では令和4年度から半減した。これにより令和5年度の県全体での捕獲目標である12,000頭以上に対する達成率は75%程度となった。

図1 捕獲頭数と農作物被害金額

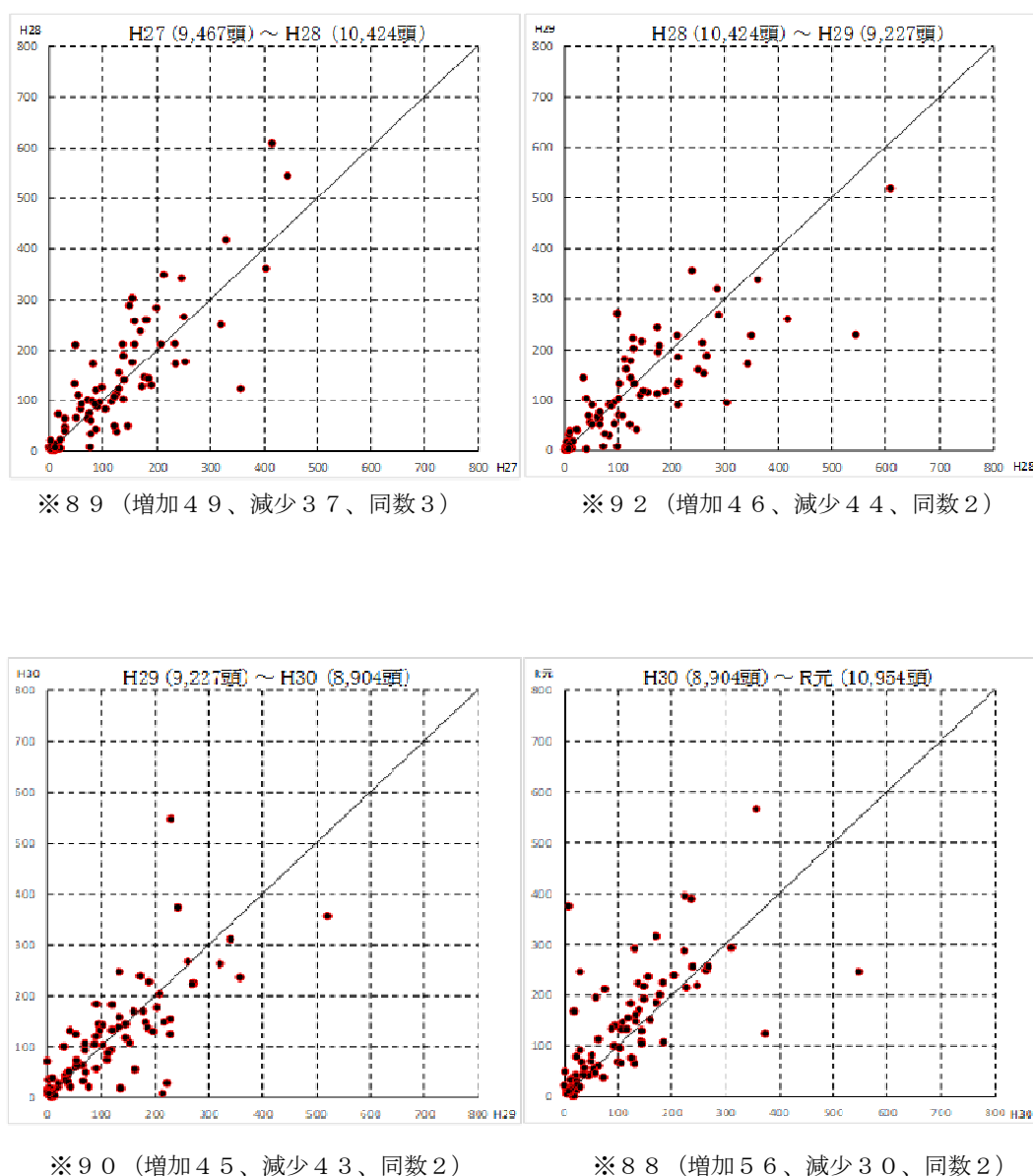


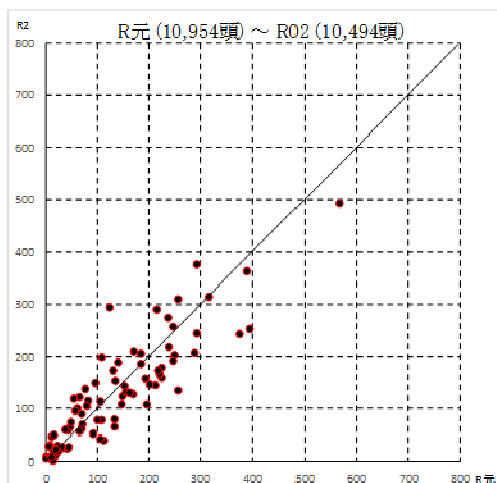
本土部におけるメッシュ別の捕獲頭数の増減を、横軸に前年度、縦軸に当年度の捕獲頭数をプロットした（図2）。過去8年分を示したもので、前年度及び当年度に共に捕獲がないメッシュについては、増減数から除外している。

捕獲頭数が増加したメッシュ数と減少したメッシュ数の年変動を補足図1、2に示す。捕獲実績のあるメッシュ数の合計は本土部、小豆島ともそれぞれほとんど変動はない。本土部では、令和元年度から4年度は概ね増加メッシュ数が多く、広い地域で捕獲数が増加してきたことを示している。

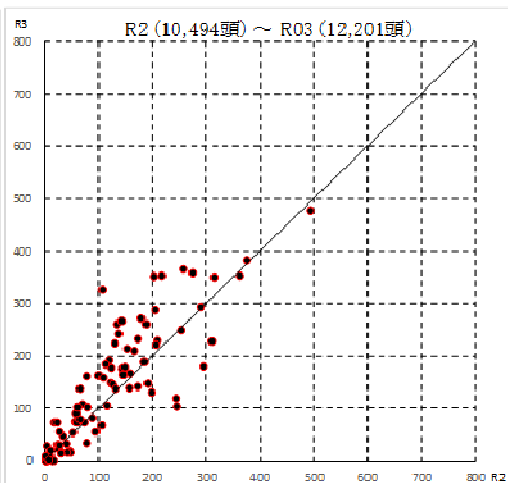
しかし、令和5年度はおおよそ85%のメッシュで減少しており、本土部のほとんどの地域で捕獲頭数が減少したことを示している。令和5年度は小豆島でも捕獲頭数が減少したメッシュが増加しているが、もともと狭いエリアで対象のメッシュ数が少なく、従前の変動幅の範囲内であると言える。

図2 メッシュ別の捕獲頭数の増減（本土部）

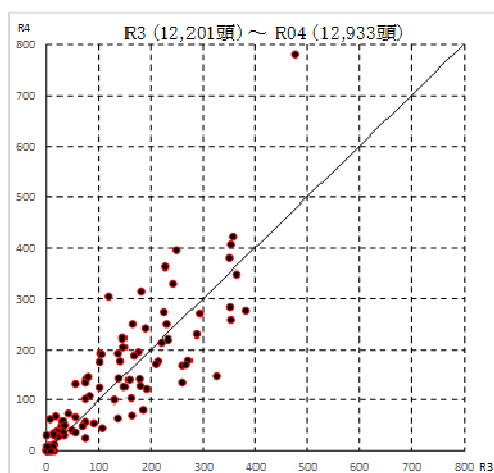




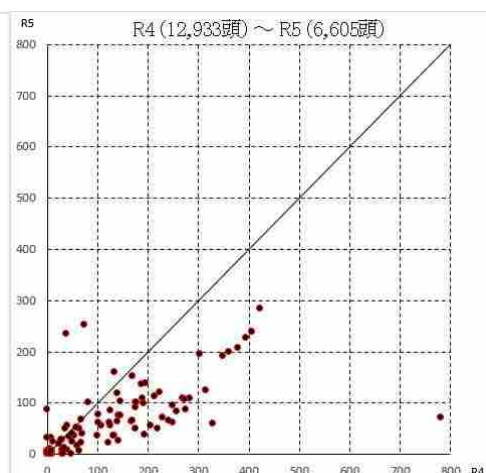
※ 8 3 (増加 3 6、減少 4 6、同数 1)



※ 9 9 (増加 6 2、減少 3 3、同数 4)

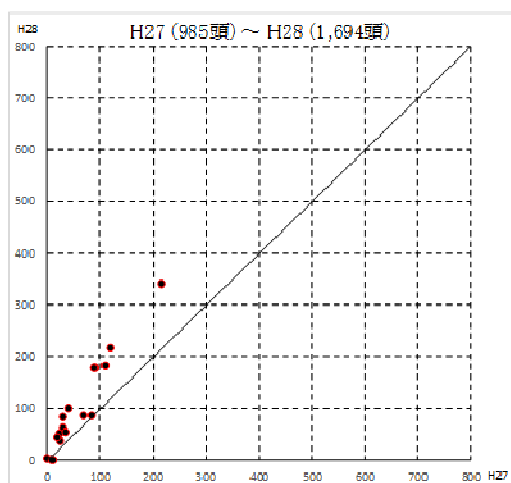


※ 9 9 (増加 5 2、減少 4 5、同数 2)

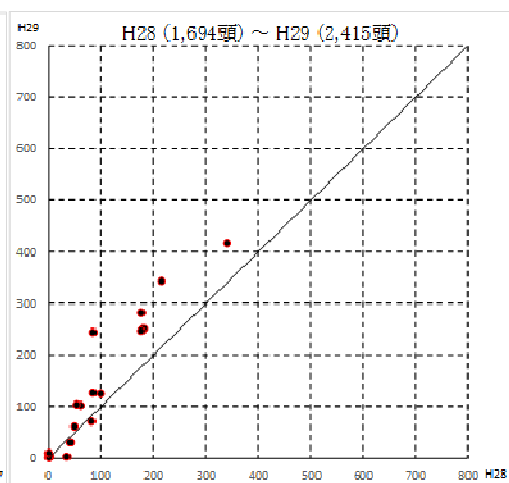


※ 9 5 (増加 1 4、減少 8 1、同数 0)

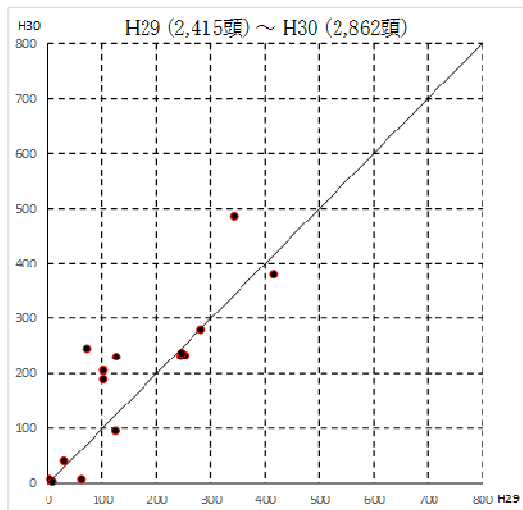
図 3 メッシュ別の捕獲頭数の増減（小豆島）



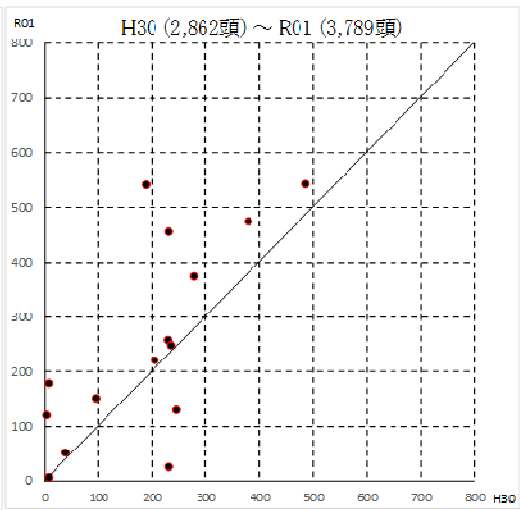
※ 1 6 (増加 1 4、減少 1、同数 1)



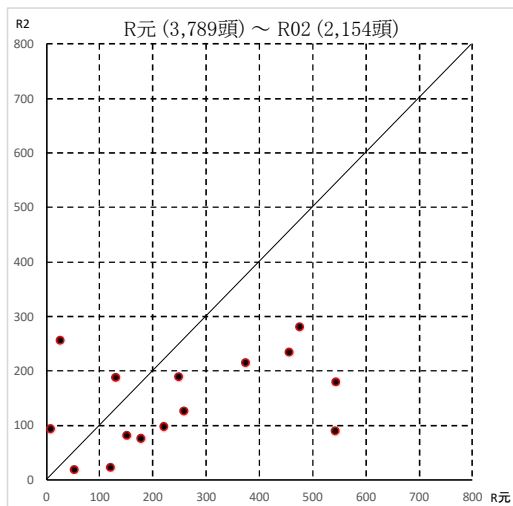
※ 1 7 (増加 1 3、減少 3、同数 1)



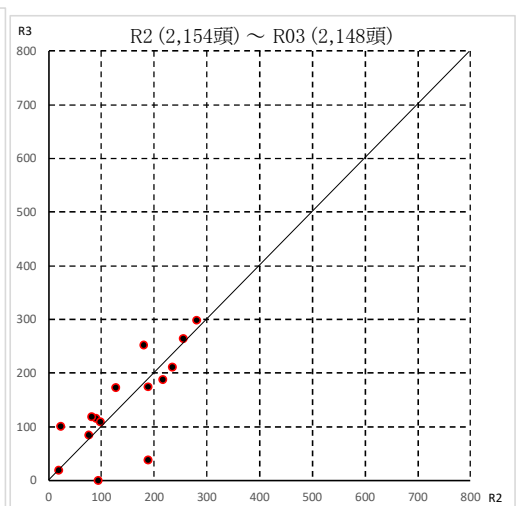
※ 1 7 (増加 7、減少 1 0、同数 0)



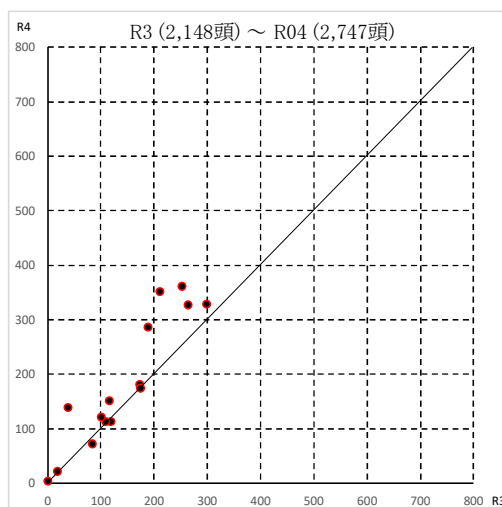
※ 1 6 (増加 1 3、減少 2、同数 1)



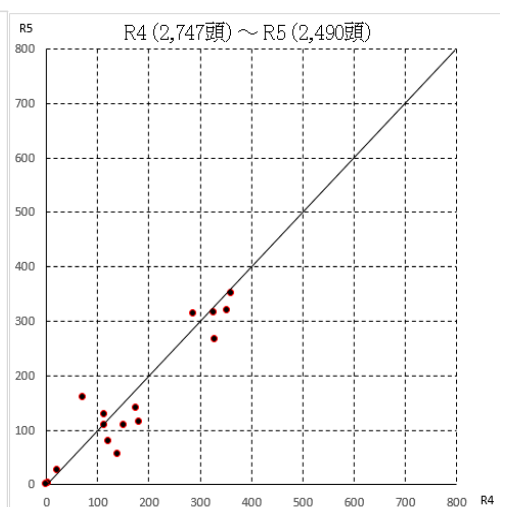
※ 1 5 (増加 3、減少 1 2、同数 0)



※ 1 6 (増加 1 0、減少 5、同数 1)



※ 1 5 (増加 1 2、減少 2、同数 1)



※ 1 6 (増加 5、減少 1 1、同数 0)

図4～12は、メッシュ毎の捕獲頭数を100頭間隔の等高線図にしたものである。小豆島では継続して屋形崎～中山～西村を結ぶ一体にピークがあり、令和元年度以降、豊島にピークがある。東讃では、さぬき市北部から牟礼町にかけて継続してピークがある。中讃では五色台に令和元年度、令和2年度、令和4年度、および令和5年度にピークがある。西讃では、大麻山・象頭山を含むメッシュから南に連なる3つのメッシュに調査期間において継続してピークがある。さらに、平成29年度から荘内半島にピークが形成されている。

令和4年度に形成された弥谷山を含むメッシュの400頭を超えるピークは、令和5年度には300頭を下回った。令和4年度には大麻山を含むメッシュも400頭を超えていたが、令和5年度には100頭を下回った。令和4年度と5年度では、捕獲頭数の多い地域は概ね変わらないが、全域で平均して捕獲頭数が低下しており、捕獲頭数100頭以上だったメッシュの多くが広い範囲で99頭以下となっていることがわかる。

図4 平成27年度 捕獲頭数 (10,452頭)

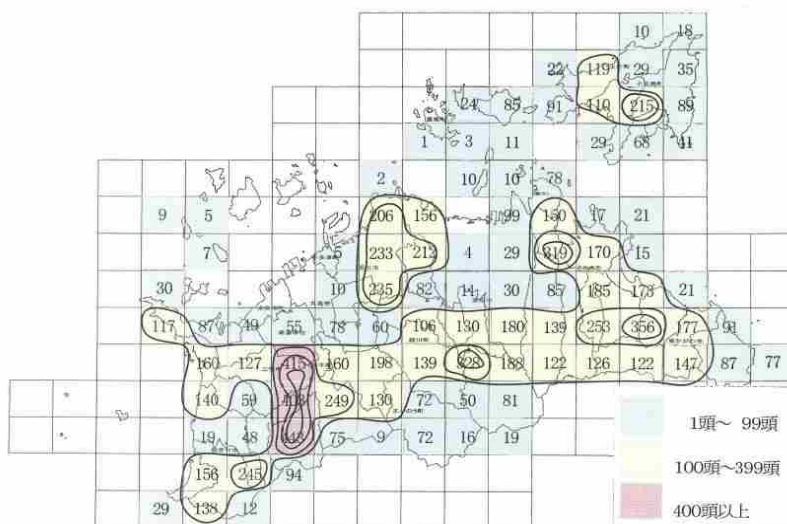


図5 平成28年度 捕獲頭数 (12,118頭)

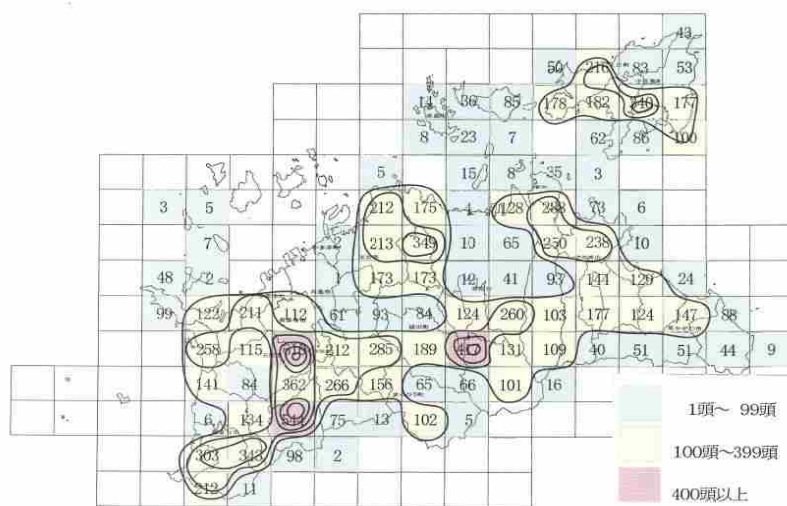


図6 平成29年度 捕獲頭数 (11,642 頭)

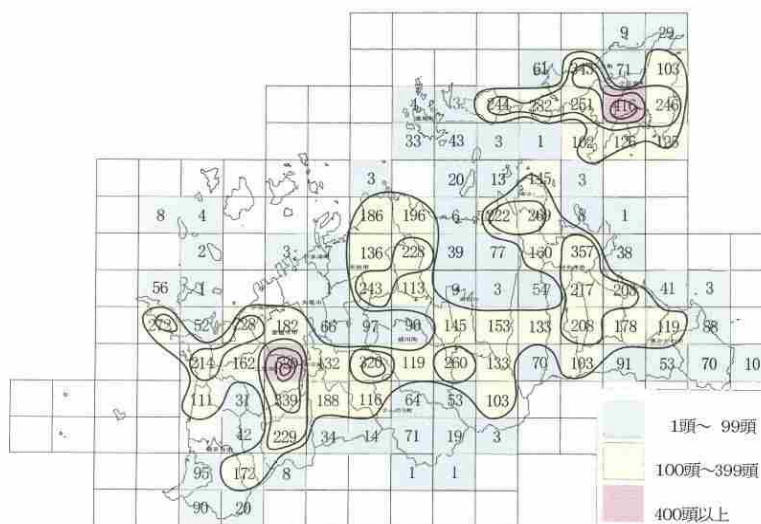


図7 平成30年度 捕獲頭数 (11,766 頭)

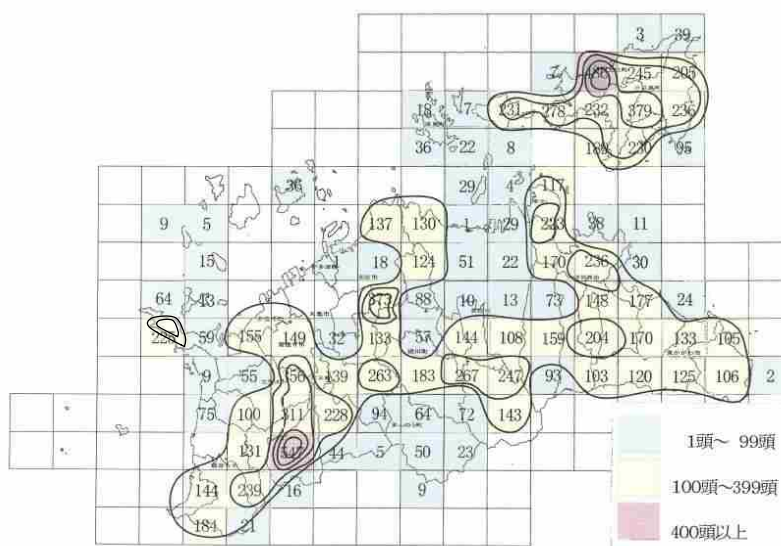


図8 令和元年度 捕獲頭数 (14,743 頭)

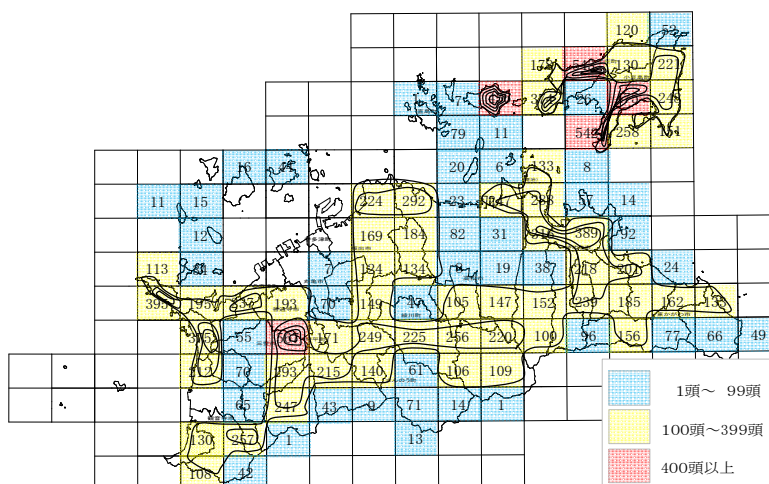


図9 令和2年度 捕獲頭数 (12,648頭)

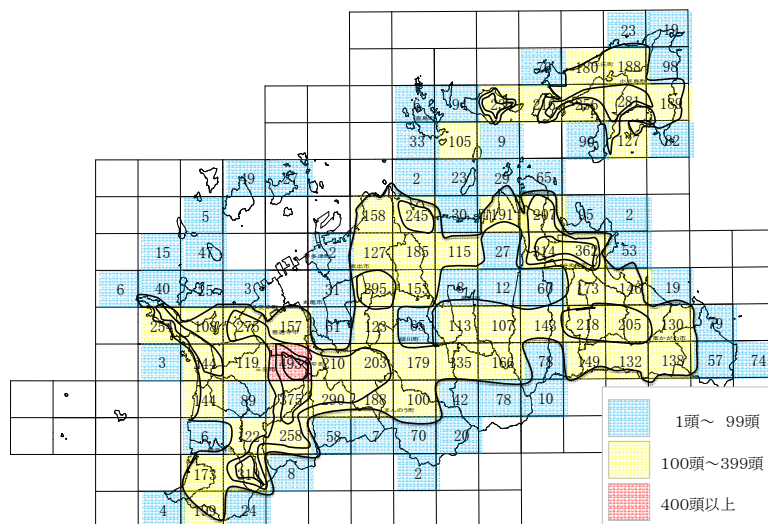


図10 令和3年度 捕獲頭数 (14,349頭)

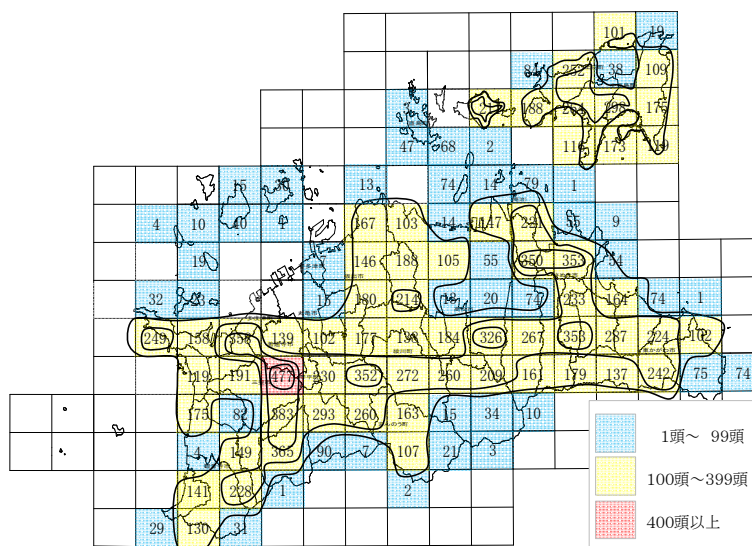


図11 令和4年度 捕獲頭数 (15,680頭)

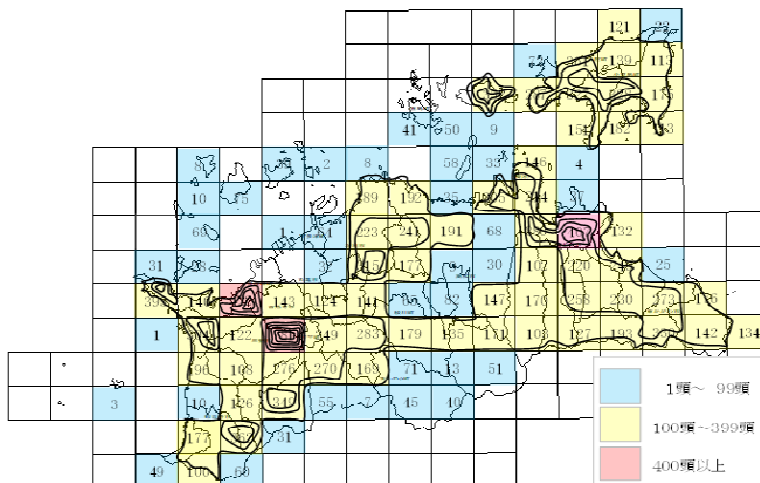
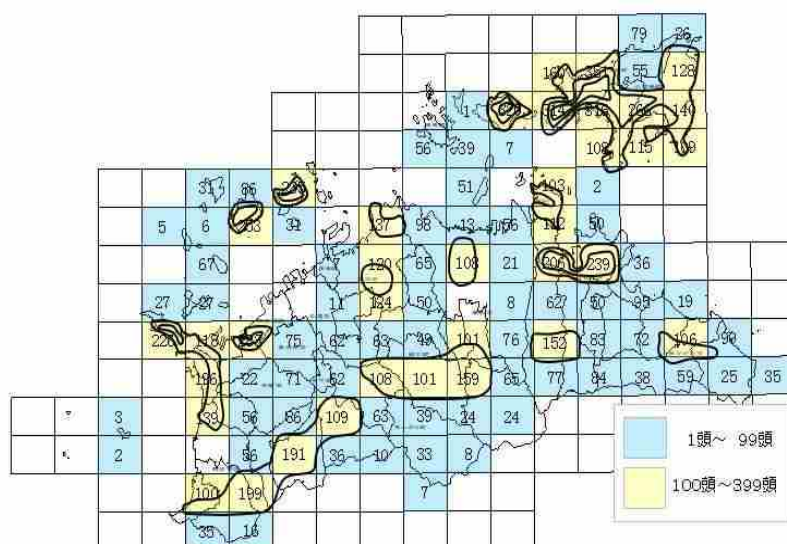
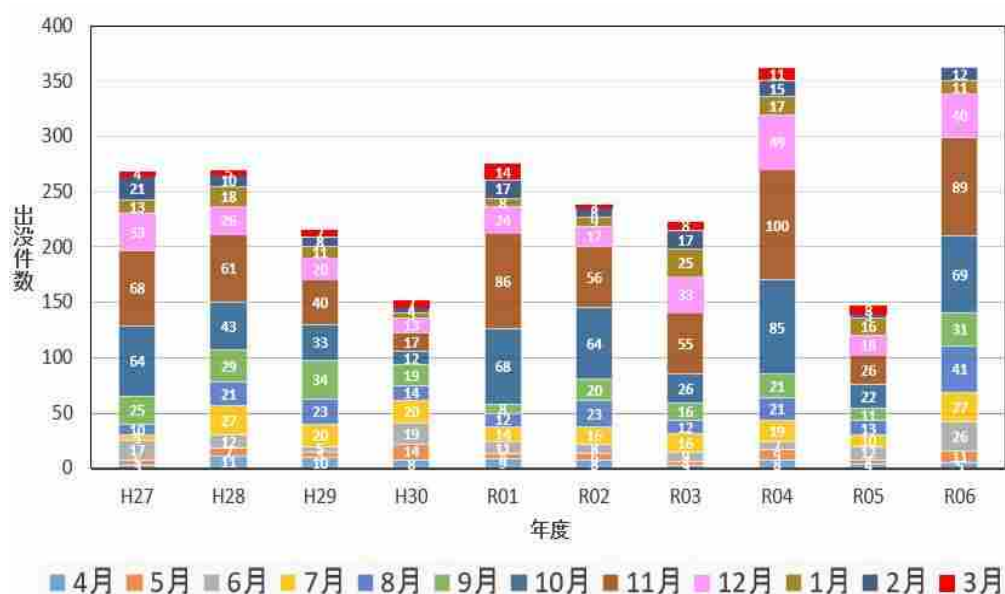


図 12 令和 5 年度 捕獲頭数 (9,095 頭)



過去 10 年間（令和 6 年度は 2 月末現在）の市街地等における出没件数の推移を図 13 に示す。令和元年度をピークに減少傾向にあったが、令和 4 年度は急増し、令和 5 年度は 50%以下に減少したものの、令和 6 年度は令和 4 年度を上回る勢いで急増している。

図 13 過去 10 年間の出没件数



平成 28 年度から令和 6 年度（2 月末現在）までの人身被害の発生箇所とメッシュ別出没件数は、それぞれ図 14～図 22 のとおりである。出没件数は、年度によって増減はあるものの、令和 4 年度が非常に多く、5 年度は減少したが、6 年度は再び広い範囲で増加している。令和 6 年度の出没件数は高松市北部で多くなっている。

また、人身被害については、平成 29 年度が 2 件、平成 30 年度が 3 件であったが、令和元年度は 13 件と過去最多となった。令和 2 年度は 6 件、令和 3 年度は 2 件と減少傾向であったが、令和 4 年度は 9 件と再び増加し、令和 5 年度は 3 件と減少した。なお、令和 6 年度（2 月末現在）は 7 件と再び増加に転じている。

図 14 平成 28 年度 人身被害発生箇所と出没件数

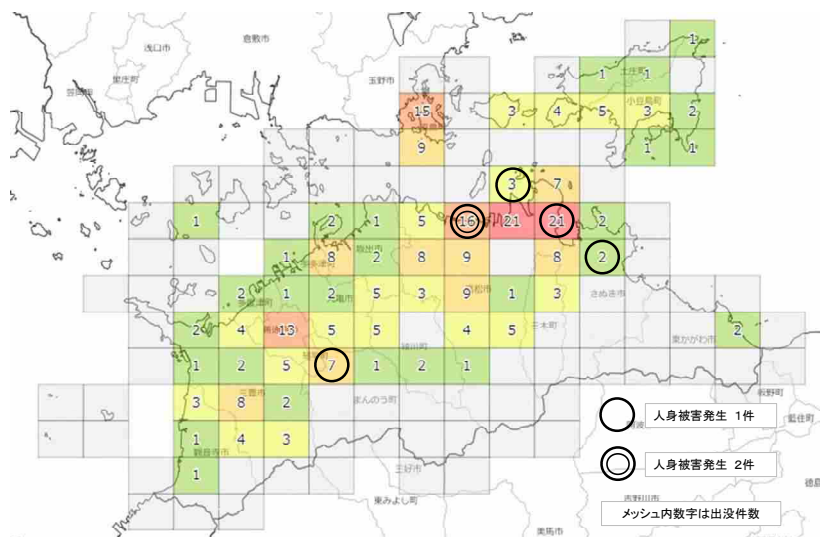


図 15 平成 29 年度 人身被害発生箇所と出没件数

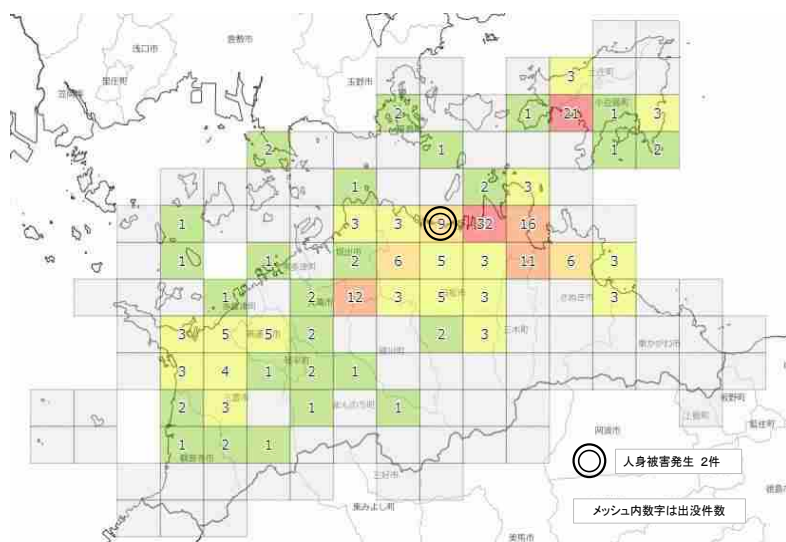


図 16 平成 30 年度 人身被害発生箇所と出没件数

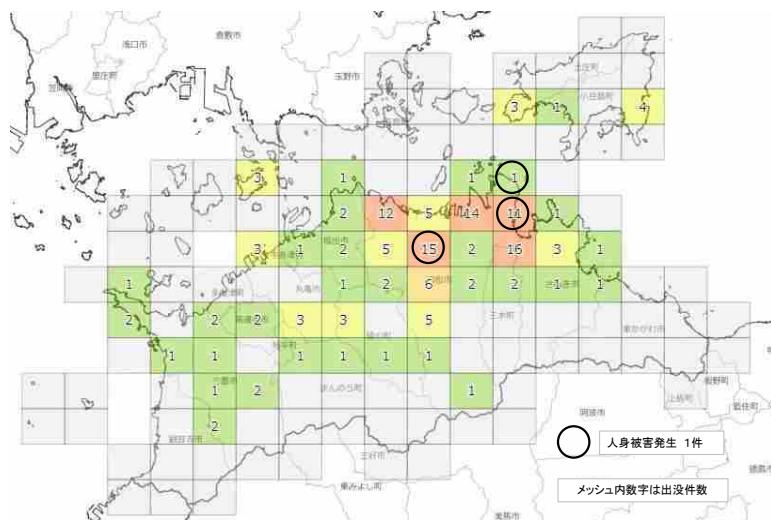


図 17 令和元年度 人身被害発生箇所と出没件数

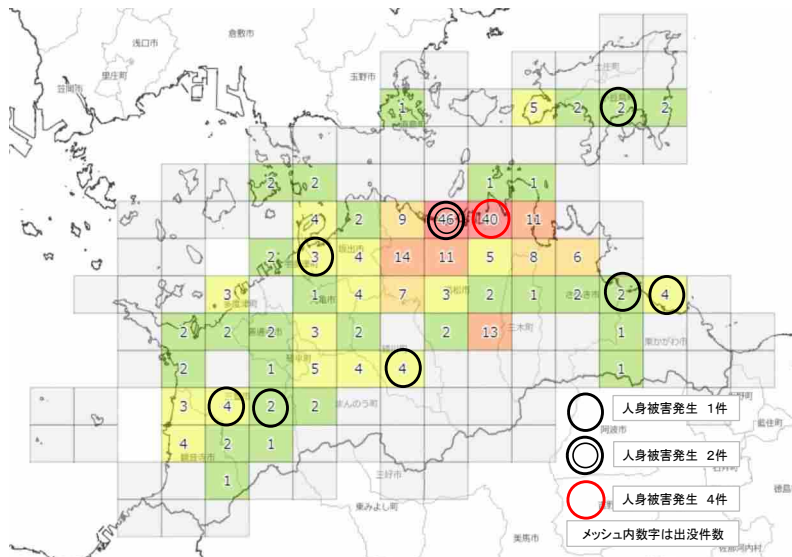


図 18 令和2年度 人身被害発生箇所と出没件数

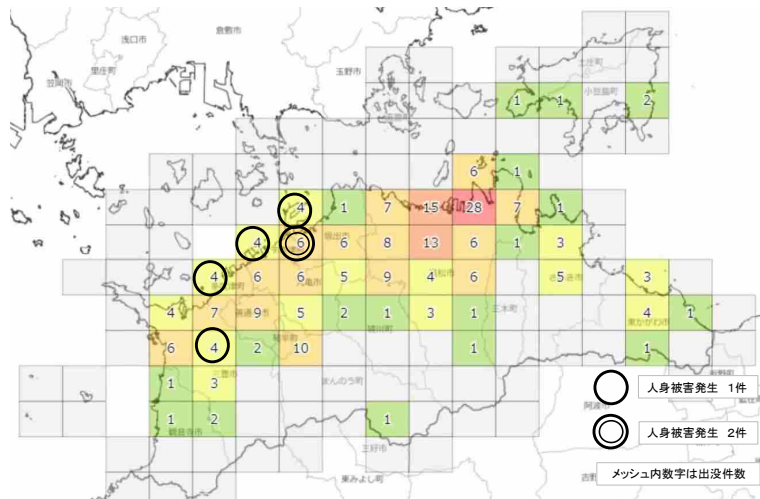


図 19 令和3年度 人身被害発生箇所と出没件数

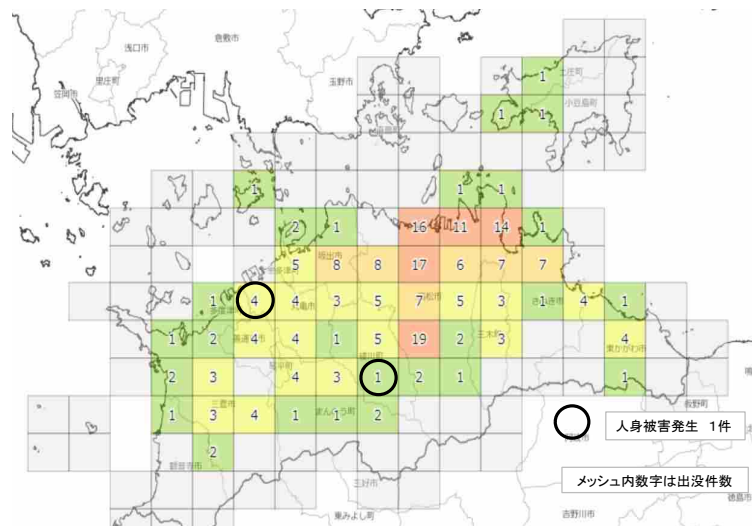


図 20 令和 4 年度 人身被害発生箇所と出没件数

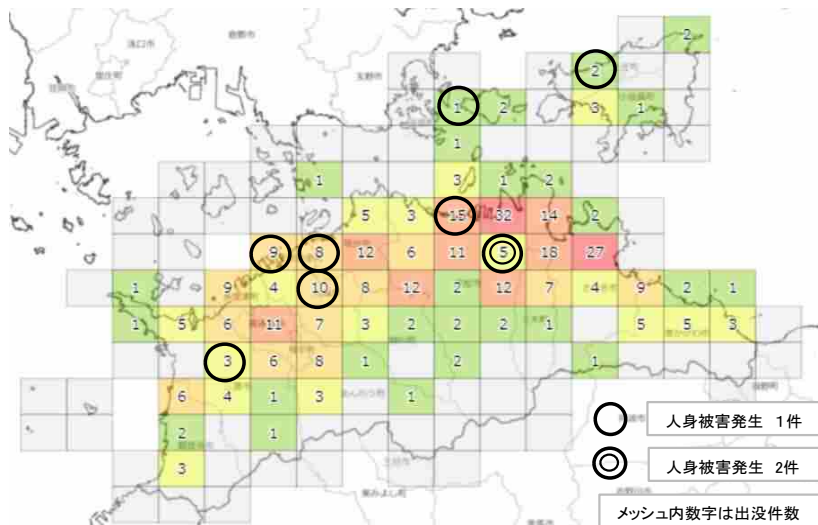


図 21 令和 5 年度 人身被害発生箇所と出没件数

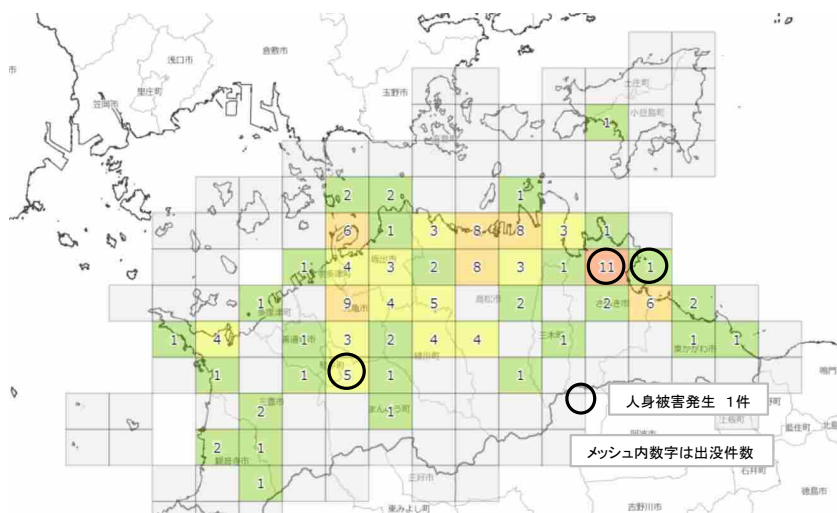
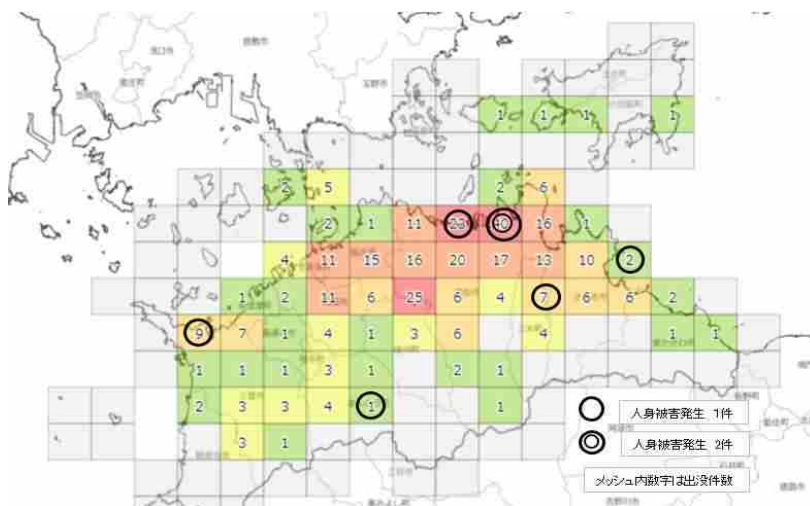


図 22 令和 6 年度 人身被害発生箇所と出没件数（令和 7 年 2 月末）



ここまで見てきたように、令和5年度については、特に本土部で捕獲頭数が前年度からほぼ半減し、県全体の捕獲頭数は捕獲目標の約75%にとどまった。このような減少は、メッシュ別の捕獲頭数の年度間での増減や、メッシュ地図上の捕獲頭数分布を見ると、本土部全域で広く起こっていたことがわかる。

捕獲頭数の減少理由は、大きく2つの可能性が考えられる。

一つ目は、生息頭数の減少である。まず、令和4年度までの目標頭数を超える捕獲の継続が頭数抑制の効果を現した可能性がある。また、令和5年1月に最初の豚熱検査の陽性が報告され、その後本土部の広い範囲で陽性個体が多数確認された（p.18、補足図6参照）ことから、豚熱感染の拡大による頭数減少の影響も考えられる可能性も大きい。

二つ目は、捕獲活動に関しては、豚熱感染の拡大や風評に対する警戒心からくる捕獲従事者の捕獲控えである。同時に、農業被害や出没件数の減少も、捕獲従事者の活動量に影響していたとも考えられる。

補足図3、4、5は、例示として、県下から5市町（さぬき市、まんのう町、多度津町、土庄町、東かがわ市）の過去3年度分の月別捕獲頭数を示したものである。さらに参考として、全県での出没件数および豚熱検査陽性の月別件数を同時に示している。令和3、4年度（補足図3、4）に関しては、捕獲頭数、出没件数ともほぼ同じパターンで推移している。しかし、令和5年1月に最初の豚熱検査の陽性1件が報告された後、令和5年度（補足図5、補足表）に入ると、検査陽性の報告が続く中で、捕獲頭数、出没件数ともに、前年をずっと下回る状況が12月まで続いている。ここからは、出没件数と捕獲頭数の低下が、豚熱検査の陽性報告の増加と並行して、時間的にも継続して起こっていたことがわかる。

以上の分析をまとめると、令和5年度の捕獲頭数等の減少は、次のような要因によるものと推測される。ただし、いずれの要因もその影響を数量的に把握することは困難である。

- 1) 近年の目標頭数を超える捕獲実績の継続による生息頭数の抑制効果が現れた
- 2) 野生イノシシへの豚熱の感染拡大による生息頭数への影響が現れた
- 3) 豚熱感染に対する警戒心や、風評を気にした捕獲従事者の捕獲控えにより捕獲活動が低下した

次に、以上の検討および令和6年度の状況を踏まえ、今後の推移を考えると、

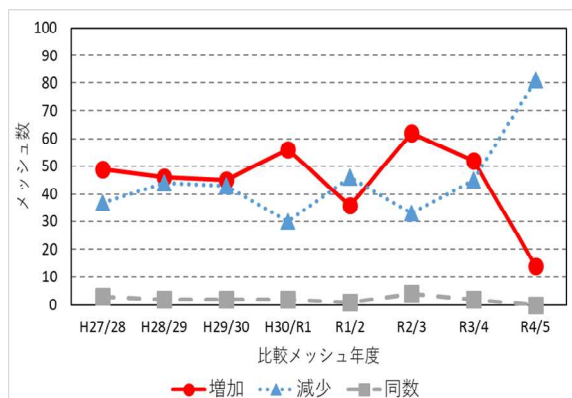
- 1) もし実際に捕獲効果や豚熱の影響により生息頭数が一時的に減少していたとしても、イノシシはその繁殖特性により、生息頭数の回復が早い
- 2) 令和6年度の豚熱検査情報（補足表、補足図6）からは、県内での陽性報告は極めて少なく、野生イノシシへの感染は終息しつつある可能性が大きい
- 3) 令和6年度の出没件数は、令和4年度を上回る勢いで再度増加している（図13、図22）

これらの状況を考えると、令和7年度は生息頭数の回復により、農業被害や出没件数の増加が予想され、令和7年度事業計画における年間捕獲目標は、従来の方針を継続することが必要である。

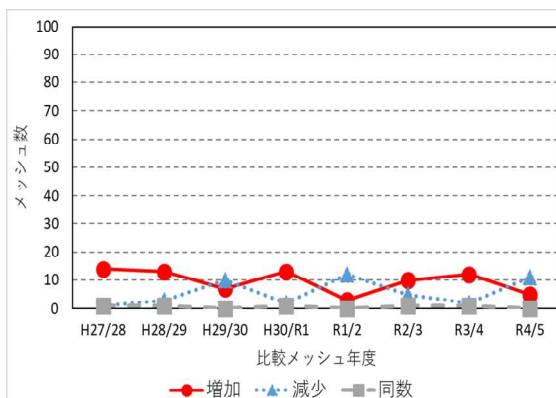
したがって、令和7年度においても、個体群管理目標である計画期間内の積極的な捕獲を各地域の実情に応じて継続して実施することとし、県全体での年間捕獲目標は、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理目標を達成するため、12,000頭以上とする。

<補足図1～5、補足表>

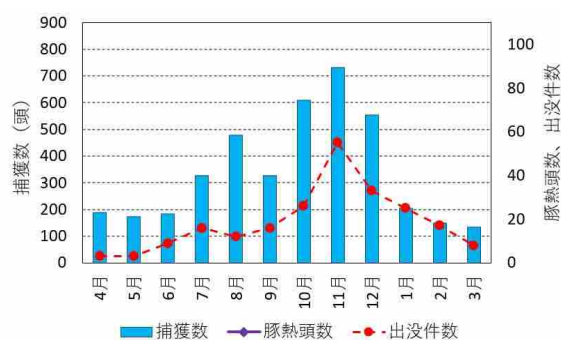
補足図1 年度比較によるイノシシ捕獲数増減メッシュの推移（本土部）



補足図2 年度比較によるイノシシ捕獲数増減メッシュの推移（小豆島）

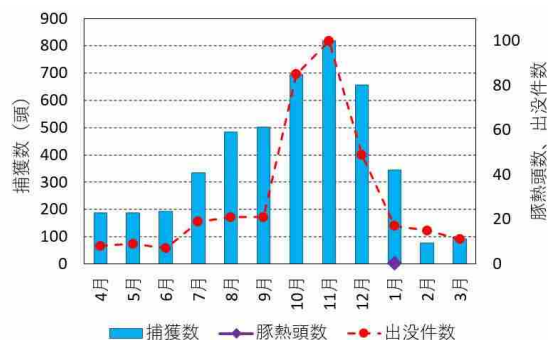


補足図3 令和3年度の捕獲頭数、出没件数等



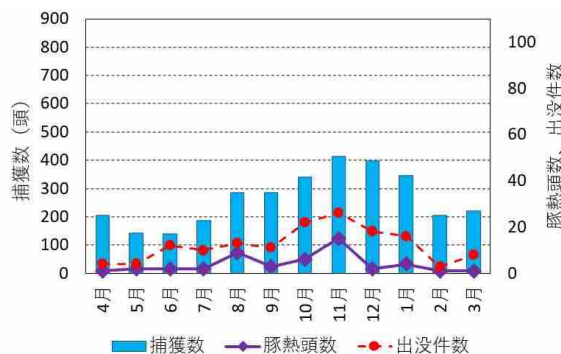
注) 捕獲頭数は、さぬき市、まんのう町、多度津町、土庄町、東かがわ市の有害鳥獣捕獲データを使用した。

補足図4 令和4年度の捕獲頭数、出没件数等



注) 捕獲頭数は、さぬき市、まんのう町、多度津町、土庄町、東かがわ市の有害鳥獣捕獲データを使用した。

補足図5 令和5年度の捕獲頭数、出没件数等



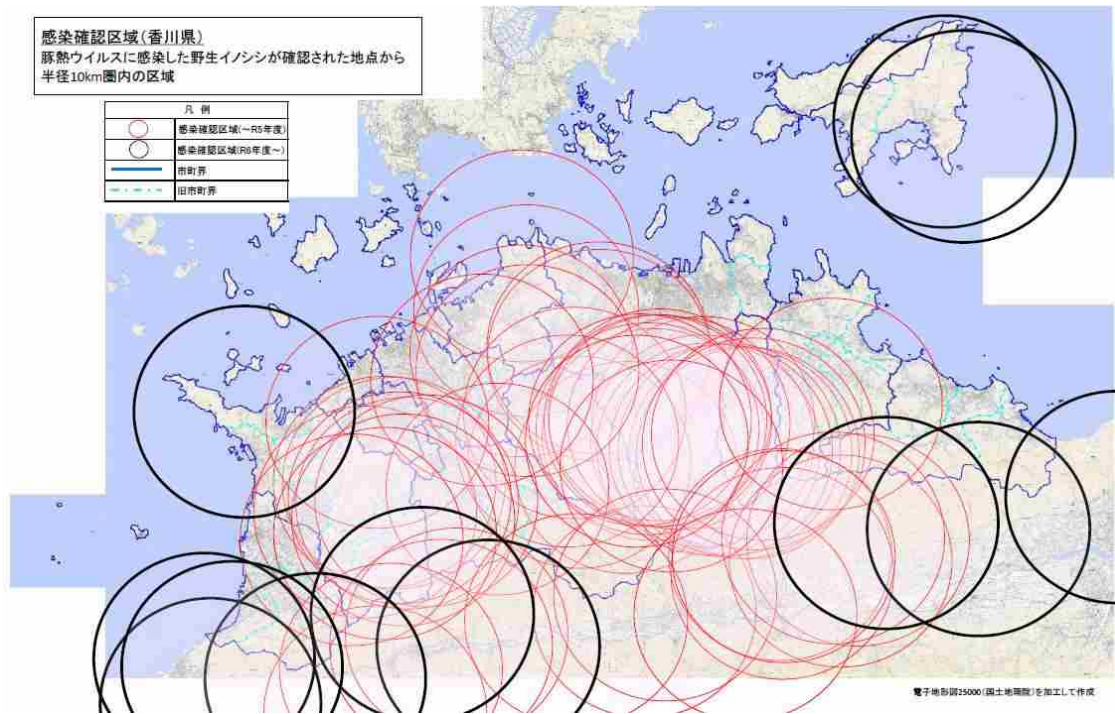
注) 捕獲頭数は、さぬき市、まんのう町、多度津町、土庄町、東かがわ市の有害鳥獣捕獲データを使用した。

補足表 豚熱検査陽性の状況

年度	検査数	陽性数	陽性割合
R4	366	2	0.5%
R5	502	48	9.6%
R6	304	3	1.0%
合計	1,172	53	4.5%

注) 香川県畜産課 HP 令和7年3月31日現在「野生イノシシの豚熱(CSF)感染確認結果(PCR検査)の結果について」をもとに作表。検査日ではなく「発見・捕獲日」により年度別とした。農林水産省は令和3年度以降、1年当たり299頭を最低限必要な検査水準としている。

補足図6 野生イノシシの豚熱確認区域



注)図面は令和7年2月末(最新検査の陽性日:1月15日(発見・捕獲日:1月14日))現在(県HP掲載)
南部の感染確認区域には、県境南側の徳島県内、愛媛県内での確認地点からの半径10km区域(香川県内にか
かるもの)も表示されている

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

平成27年度から令和5年度までの捕獲実績をみると、地域によって捕獲頭数は異なる傾向を示している。このため、個体数調整にあたっては、各地域の実情に応じてきめ細かく対応するものとする。

(1) 個体群管理

① 狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を継続する。

ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月31日までとする)

イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が12cmを超える足くりわなの制限解除)

ウ 鳥獣保護管理法第14条第1項に基づく休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は「※鳥獣被害対策実施隊」を編成するなど、有害鳥獣捕獲を推進する。

県は、平成27年度から実施している捕獲の許可期間の通年化や平成28年度から実施している捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援するとともに、イノシシの出没が多くなる9月から11月までの間に、市町の鳥獣被害対策実施隊員等を対象とした「イノシシ捕獲及び保定技術向上研修会」を開催し、捕獲技術等の向上に努める。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、県が主体の指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

(2) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及及び適正な維持管理の推進

農地や住宅地への侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センター等による現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。また、被害をなくすための適正な設置・維持管理方法について、広報等により周知を行う。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 住居集合地域等での対策の推進

県が作成した「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県、市町及び警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。イノシシの出没が多くなる9月前に市町担当者等を対象に講習会を開催し、緊急時の対応等を確認する。

また、県では、市町及び警察署等から送付されたイノシシの出没に関する通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。その際、「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

さらに、高松市の市街地等の人身被害を防止するため、サンポートでの海からの上陸防止ネットの設置を継続する。

(3) 生息環境管理

① 森林管理

集落や農地等に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで、耕作放棄地や放置竹林等の適切な管理等による誘引物（未収穫作物）の除去等の取り組みを積極的に行うよう支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

② 捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による令和5年度の捕獲状況を6月中旬を目途として取りまとめる。

(2) 農業被害調査

各市町が取りまとめた作物毎の被害金額による実態調査を実施する。

(3) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から県へ送付された通報連絡票の出没情報を集約し、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめる。

5. 感染症対策

(1) 豚熱（CSF）感染拡大防止

令和5年1月13日に坂出市で発見された死亡野生イノシシについて、香川県内で初めて豚熱（CSF）の感染が確認され、その後、県内では53例（令和7年1月15日検査）までの感染が広がっていることから、豚熱ウイルスの拡散を防止するため、引き続き捕獲従事者や狩猟者が捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、原則として感染確認区域外へ持ち出さないこと、使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際は消毒すること等、防疫措置の徹底を図る。

※豚熱に感染している野生イノシシが発見された地点から半径10km圏内を感染確認区域という。